

区域運行（予約型乗合交通）について（案）
— 利用者説明会の意見を踏まえた最終案 —

1. 書面表決をお願いする趣旨

- ・ 令和8年6月30日に開催した令和8年度第1回湖南市地域公共交通会議第8号議案「区域運行（案）について」において、コミュニティバスの一部路線を区域運行（予約型乗合交通）へ移行する議題についてご審議いただき、承認をいただきました。
- ・ その後、実際に当該路線を利用されている市民の皆様を中心に制度変更の内容をご説明するとともに、日常の利用実態や地域ごとの課題、ご意見を把握し、11月からの運行内容に反映するため、令和8年8月20日および21日に計3回の利用者説明会を開催しました。利用者説明会では、区域運行への変更に伴い電話予約が必要となる一方、商業施設や医療機関へのアクセス向上、地域の実情に応じた停留所の追加、土・日曜日の運行機会の拡大など、制度変更によって利便性を高める考え方をご説明しました。
- ・ また、11月の運行開始時点では、既存利用者の生活スタイルへの影響をできる限り抑えることを重視し、6月30日の地域公共交通会議で承認された素案を基本として、時刻表等について必要な範囲で見直しを行うこと、さらに11月から年内の利用状況や市民の意見を把握し、その結果を検証した上で、令和9年4月から本格運行へ移行する段階的な進め方をご説明しました。
- ・ これらの考え方について、利用者説明会では特段の反対意見はなく、アンケート結果からも制度変更について概ねご理解いただいているものと考えています。
- ・ このたび、利用者説明会でいただいた意見等を踏まえた11月からの運行内容を最終案として取りまとめましたので、湖南市地域公共交通会議委員の皆様书面による表決をお願いするものです。

2. 第1回湖南市地域公共交通会議「区域運行（案）」の主な変更内容について

(1) 停留所の追加について

- ・ 甲陽台 ※ 新規
- ・ 針公民館 ※ 新規
- ・ 平松草の根ハウス ※ 新規
- ・ ふじた医院
- ※ 妙感寺および美松台エリアの「農道柑子袋」を変更。
- ※ 医療センターエリアは停留所を追加。

- ・ 平和堂石部店

※ 美松台および医療センターエリアの「郵便局」を変更。

(2) 休日の便数について

土日・祝日の便が少ないとの利用者の声に対応し、2便（第1便および最終便）追加しています。

(3) 時刻について

目安の時刻（〇時〇分頃）に改めています。また、妙感寺エリアについては、医療機関の診療時間との調整のため、ふじた医院行きの便を3便から2便に変更しています。

3. 利用者説明会の開催状況と主な意見

(1) 第1回利用者説明会

日時：令和8年8月20日（木）午前10時00分～午前11時15分

会場：みくも地域人権福祉市民交流センター

参加人数：33人

【主な意見】

- ・ 三雲区長からは趣旨は理解したため、今後適切な停留所を要望するための市としての一定の基準を整理してほしいと要望がありました。
- ・ 甲陽台地域では高齢化が進んでいるものの、近くに停留所がなく、現在の運行では利用しにくいとの意見がありました。
- ・ そのため、前回の実証運行時と同様に、地域住民が利用しやすい集会所付近に停留所を設置してほしいとの要望がありました。

【意見への対応】

- ・ 三雲区長の要望を受け、市としての一定の基準について（別紙1）のとおり整理を行いました。ただし、あくまで目安であり設置に関しては総合的に判断することとしています。
- ・ 甲陽台の停留所に関しては、既存停留所から1km以上離れている住宅があるため、地元と調整し新たに停留所を設置します。

(2) 第2回利用者説明会

日時：令和8年8月21日（金）午後2時～午後3時15分

会場：柑子袋まちづくりセンター

参加人数：17人

【主な意見】

- ・ 針区の利用者は、最寄りの停留所が遠く待合場所も吹きさらしの場所であり、前回の実証運行時には針の公民館に停留所が設置されていたことから、再度停留所として活用してほしいとの意見がありました。
- ・ 美松台ルートは便数が少なく、この地域においても高齢化が進んでいることから、

利用したくても利用できない方がいるとの意見がありました。地域には 15 人程度の利用希望者のグループもあり、区域運行への変更後は予約がない場合には運行しない仕組みとなることから、その特性を活かして便数を増やすことができないかとの要望がありました。

- ・ 現在の最寄り停留所までの距離が遠く、停留所には屋根もないことから、今回の制度変更に合わせて停留所を見直すことについて評価する意見もありました。

【意見への対応】

- ・ 針区および平松区では実証運行時には集会施設が停留所になっていましたが、大型バスの乗り入れができないことから廃止された経緯があります。今回、小型車両での区域運行となりましたので、針公民館および平松草の根ハウスの停留所を復活し利用者の利便性を向上します。

(3) 第3回利用者説明会

日時：令和8年8月21日（金）午後7時00分～午後8時15分

会場：妙感寺多目的集会所

参加人数：33人

【主な意見】

- ・ 妙感寺ルートを利用して下田方面へ移動する場合、三雲駅での接続が悪く、約1時間待たなければならない場合があるとの意見がありました。
- ・ 三雲駅には空調の整った待合場所がなく、特に暑い時期に長時間待つことは厳しいことから、乗継ぎや待合環境について改善を求める意見がありました。
- ・ 公立甲賀病院への直行便を検討してほしいとの要望がありました。今後さらに高齢化が進むことを踏まえると、医療機関への移動手段の確保が必要であり、湖南市民も公立甲賀病院に係る負担金を拠出している中で、病院への移動が不便であるとの意見がありました。

【意見への対応】

今後の課題として検討します。

<利用者説明会を通じて確認できたこと>

- ・ 会場に共通して多かった質問は、電話による予約方法についてでした。これまで予約を必要としなかった利用者にとって、電話予約は新たな利用手続きとなることから、予約する時期、伝える内容、乗車までの流れなどについて具体的な質問が多く寄せられました。このため、運行開始までの周知においては、高齢者をはじめ、初めて利用する方にも分かりやすい予約方法の案内を行う必要があると考えています。
- ・ 一方、区域運行への制度変更そのものについては、アンケート結果からも概ね理解いただける回答が多く、説明会においても特段の反対意見はありませんでした。電

話予約が必要となる一方で、商業施設や医療機関へのアクセス向上、地域の実情に応じた停留所の追加、土・日曜日の運行機会の拡大など、制度変更によるメリットを併せて説明したことにより、一定の理解と納得感が得られたものと考えています。

4. 運行事業者の選定について

区域運行の運行事業者については、滋賀タクシー株式会社（甲賀市水口町本綾野 1-1）を選定しました。選定基準は以下のとおりです。

- ① 甲賀圏内の（市内へ乗り入れしている）タクシー事業者であること。
- ② 道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）の許可を取得している事業者であること。
- ③ 区域運行の性質上、運行区域の地理に精通している事業者であること

これらを総合的に勘案し、制度移行時における安全かつ円滑な運行を確保するとともに、既存利用者への影響をできる限り抑えながら区域運行へ移行するためには、これまでの実績と地域の道路交通事情に精通した同社による運行が適当であると判断したものです。

5. 利用者説明会等を踏まえた11月からの主な変更内容と考え方（まとめ）

（1）既存利用者に配慮した時刻表の見直し（別紙2）

- ・ 令和8年6月30日の地域公共交通会議で承認された素案を基本としながら、利用者説明会でいただいた意見等を踏まえ、時刻表について必要な見直しを行います。
- ・ 見直しに当たっては、現在利用されている方の通院、買い物、鉄道・バスへの乗継ぎなど、これまでの生活スタイルへの影響をできる限り抑えることを基本とし、11月の運行開始時点では大幅な変更を行わず、必要な範囲での変更とします。
- ・ なお、11月の時刻表を最終的なものとするのではなく、運行開始後の利用状況や意見を年内いっぱい把握し、令和9年4月の本格運行に向けて改めて検証・改善します。

（2）土・日曜日の運行便の充実

- ・ 土・日曜日については、利用機会を拡大するため、第1便（最初の便）および最終便の計2便を追加します。
- ・ 予約がある場合に運行する区域運行の特性を活かしながら、休日における移動の選択肢を広げます。

（3）地域の意見を踏まえた停留所の追加

- ・ 利用者説明会でいただいた「停留所までの距離が遠い」「高齢化が進む地域で利用しやすい場所に停留所が必要」といった意見を踏まえ、次の停留所を追加します。
（追加停留所）甲陽台、針公民館、平松草の根ハウス
- ・ 地域住民が利用しやすい集会施設等を停留所として活用することで、特に高齢者をはじめとする利用者の停留所までの移動負担を軽減し、地域内の利便性向上を図り

ます。

(4) 医療機関へのアクセス向上

- ・ 通院目的の移動ニーズに対応するため、ふじた医院への停留所を追加します。
- ・ 高齢化が進む中、日常生活に必要な医療機関への移動手段を確保することは重要であり、区域運行の特性を活かした利便性向上を図ります。

(5) 商業施設へのアクセス向上

- ・ 買い物目的での利用をより便利にするため、平和堂石部店の店舗西側に停留所を追加します。
- ・ 停留所の位置については、利用者の利便性だけでなく、施設周辺の交通への影響や安全性にも配慮し、商業施設西側に設置することで、利便性の確保と交通への影響リスクの緩和を図ります。

(6) 区域運行の考え方と今後のスケジュール

- ・ 今回の区域運行への変更により、利用者には新たに電話予約が必要となります。一方で、予約に応じて運行する仕組みに転換することにより、従来の定時定路線型の運行では対応が難しかった地域の移動ニーズに対し、より柔軟に対応することが可能となります。
- ・ 今回の利用者説明会でいただいた意見を踏まえ、市としては、「既存利用者の生活スタイルをできる限り維持すること」と、「区域運行への変更によって新たな利便性を生み出すこと」の両立を基本的な考え方とします。そのため、11月の運行開始時点では既存の時刻表を基本としながら、地域の意見を踏まえた停留所の追加、医療機関・商業施設へのアクセス向上、土・日曜日の運行機会の拡大を行います。
- ・ さらに、11月の運行開始をゴールとするのではなく、実際に運行した上で利用者の声や利用実績を確認し、必要な改善を行うことで、令和9年4月からの本格運行につなげていきます。
- ・ 運行開始後は、予約状況、便ごとの利用状況、停留所ごとの利用状況、利用者からの意見等を継続的に把握します。区域運行の特性を活かしながら、実際の利用状況を基に改善を重ね、地域の実情に即した持続可能で利用しやすい公共交通へつなげていきます。

6. その他

利用者説明会において、以下の愛称の候補の中から投票していただいた結果「あいのり」となりました。予約時に「あいのり」と電話予約受付オペレーターに伝えることで、一般タクシーとの判別がつき、手続きがスムーズになります。

(投票結果)

1位 あいのり

2位 コミタク

3位 ちょいタク

4位 ちょいのり